

長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則
要綱

事 項	説 明
1 改正理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の施行により、後期高齢者医療制度において平成28年1月から番号利用が開始となることから、資格管理・収納・給付手続の申請・届出様式に個人番号欄を追加するとともに、所要の変更を行う。
2 主な内容	(1) 以下の様式に個人番号記入欄を追加及びレイアウトの変更を行うとともに、給付関係様式で用途別に様式を細分化。(様式第1、5、7、8、10から16号、ただし様式第16号はレイアウト変更のみ。細分化による追加様式は様式第11号の2及び3)。 (2) 様式の名称の変更を行う。(様式第10、11及び15号)
3 施行期日	平成28年1月1日から施行する。